平成２４年1月１７日

岸和田市長　　野口　聖　様

岸和田市国民健康保険運営協議会
会　長　　東　　政　治

資産割の廃止及び国民健康保険財政の健全化について（答申）

平成２３年１１月８日付け岸市国第７８３号で諮問のありました標記のことについて審議した結果を別添のとおり答申します。

答申書

国民健康保険が、健康と生命を守る国民皆保険の重要な柱として創設されてから半世紀が経過した。本制度発足当時は農林漁業者や自営業者等を中心に構成されていた被保険者は、現在では年金生活者や無職者と非正規就労者が多数を占める構成へと変容している。

このため、国民健康保険は被用者保険と比較して高齢者の加入割合が多いため、おのずと病気にかかる率が高く、医療給付費が増加する傾向になっている。また、安定した収入を得ることが難しい無職者や非正規就労者においては保険料の負担感が増大していることから、本制度の財政基盤は不安定とならざるを得ない。

こうした状況の中で、本制度安定化と早急な広域化等、医療保険改革を国に要望しているところである。

本市の国民健康保険財政の実状は、短期的にもまた中期的見通しによっても非常に厳しい状況にある。一方、市民生活においては東日本大震災や欧州信用不安、加えてタイの洪水の影響等で国内景気が一段と減速することが予想されている。

このような状況のもとで、一層の保険料負担を強いることはできる限り回避すべきと認識しつつも、当面の本制度安定と国保財政の健全な運営がひいては国民皆保険制度を守ることにつながるものと考え、本協議会はこの度の諮問に対し、下記のとおり意見を申し述べる。

記

1．　資産割については、平成 21 年度の本協議会答申の際「3 年をめどに廃止の方向で検討することが望ましい」としたが、資産割が不動産収入を生まない居住用資産にも賦課されることで、年金生活者等の負担を増大させている。このような実情を見直した結果、市民の強い要望をも考慮のうえ、平成 24 年度からの廃止を検討されたい。

2．　保険料の賦課限度額は政令（国基準）により 77 万円と定められている。中間所得者層の負担軽減を図る観点から、本市がこれまで上限と定めてきた 66 万円からの引き上げが必要である。

　平成 24 年度においては基礎賦課限度額 45 万円を 49 万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額 12 万円を 14 万円に、介護納付金賦課限度額 9 万円を 10 万円にそれぞれ引き上げ、あわせて 73 万円とされたい。

3．　保険料率の改定については、市民生活に与える影響が大きいことから最大限の配慮を必要とする。そのため、国民健康保険財政の抱える課題の緊急性を理解しつつも、当面は平成 24 年度の収支バランスを考慮したものとされたい。

4．　保険料収入は国民健康保険財政の根幹を成すものである。収納率向上のために具体的かつ計画的な収納対策（民間の専門的知識

と手法を活用する業務委託、滞納整理システム導入による滞納状況の分析と把握、コンビニでの収納、口座振替の推進等）を講じ、阪南各市と同等の収納実績を挙げるべく鋭意努められたい。

５．　国民健康保険財政の構造的な弱さと厳しい状況を考慮し、一般会計からの更なる繰入金増額を計られたい。

以上